

第3編 諸外国における優生学・  
優生運動の歴史と断種等施策

### 第3編 諸外国における優生学・優生運動の歴史と断種等施策

本編では、諸外国に関する調査の結果をまとめた。

優生学は様々な学術領域の科学者が関わるものであったと同時に社会的運動の側面があった。遺伝学を基礎に国民集団を形成しようとする考え方が国際的に広まり、各国政府・自治体やその医療福祉部門に加え、学協会・研究機関の主張・運動が当時の施策に影響を与えた。

第1章では、優生学・優生運動の歴史と概要を取り上げ、第2章から第6章では、各国・各地域の歴史・制度をまとめた。特に優生学・優生運動の歴史において重要な位置を占めるアメリカ（第3章）、ドイツ（第4章）、スウェーデン（第5章）、イギリス（第6章）について重点を置いて調査を実施した。

19世紀末以降、諸外国で優生学的施策が採用された。国民の遺伝的な質の確保のために有効とみなされた断種をその施策に取り入れる国もあり、そのほかには婚姻制限、施設への隔離、移民の排除なども行われた。また、子の養育能力が欠如しているとみなされた知的障害者等への社会的事由による断種を行った国もあった。一方、国によっては、これらの理由・目的が拡大解釈され、断種が行われた例もあったとされる。断種手術の同意の可否にも国によって違いがみられる。ただし、同意を要する国でも、実際には強制に近い断種の事例もあったとされる。

アメリカ、ドイツ、スウェーデンでは、20世紀前半に、断種法が制定され、近年になって国・州が断種施策の被害者への補償を行っている。イギリスは代表的な優生学者が存在し、優生学発祥の地とされ、施設への隔離政策が採用された一方で、断種の法制化には至らなかった。

その後、環境が遺伝的影響を変えんとする研究も見られ、断種を含む優生学的施策への批判が展開された。諸外国では、家族計画・避妊を目的とした同意の下での断種手術は残しつつも、本人の同意のない断種の廃止が進められた。

本編の調査に当たっては、文献調査に加え、有識者へのヒアリングを実施した。古い時代の海外文献を基にした調査も含まれ、諸説が存在することもあり、現代の語と意味内容が異なる場合や、用語が統一されていない場合もある点にご留意いただきたい。

本文中、不当・不適切な差別的表現が含まれるが、当時の状況を反映した表現としてそのまま記載したものである。

## 目 次

第 1 章 優生学・優生運動の歴史と概要	1
I 優生学とその背景	2
1 優生学・優生思想とは	2
2 退化論・逆淘汰・階層（階級）別出生率の差異	5
(1) 退化論	5
(2) 逆淘汰・階層（階級）別出生率の差異	6
3 社会ダーウィニズム	7
4 遺伝学	9
(1) 19 世紀以前	9
(2) 「硬い遺伝」観の出現・普及	9
(3) 「硬い遺伝」と優生学	11
(4) 遺伝学者と優生学	11
5 公衆衛生・社会衛生	12
II 優生学・優生運動の国際的広がり	13
1 各国における優生学関連学協会や研究機関の設立	14
2 優生学に係る国際会議の動向	15
3 国際連盟・国際連合と優生学の関わり	16
(1) 国際連盟	16
(2) 国際連合	17
4 各国間の影響	17
III 優生学的施策とその対象	18
1 対象	18
(1) 中心的対象としての精神欠陥	18
(2) 人種	20
(3) 障害	22
2 施策	22
(1) 生殖の規制	22
(2) 人種混交の禁止	23
(3) 移民規制	23
3 「安楽死」について	23
(1) 黒いコウノトリ	24
(2) 生きるに値しない命を終わらせる行為の解禁	24
(3) ナチ・ドイツにおける「安楽死」の実行とホロコースト	25
IV 断種の展開	27

1	断種手術（術式）の開発等	27
2	断種法の目的による分類	28
3	優生学的断種法の制定	29
4	断種法における任意と強制	29
5	断種法の実施状況	30
V	優生学と教育・知能検査	32
1	教育プログラムにおける優生学	32
(1)	アメリカ	32
(2)	ドイツ	33
(3)	フィンランド	33
2	優生学と知能検査	33
VI	優生学批判と第二次世界大戦後の状況	34
1	宗教界からの優生学批判	34
2	優生学批判と「改革派」優生学	35
3	遺伝学者のマニフェストとユネスコによる人種に関する声明	36
(1)	遺伝学者のマニフェスト	36
(2)	ユネスコによる人種に関する声明	37
4	第二次世界大戦後の優生学・優生運動をめぐる状況	38
5	優生学の倫理的問題点	39
VII	断種への補償	39
<b>第2章 各国・地域における優生学・優生運動の歴史的展開</b>		<b>43</b>
I	イギリス	44
1	優生学者と進化論・遺伝学・統計学	44
(1)	ゴルトンとダーウィン	44
(2)	ピアソン	47
(3)	フィッシャー	48
2	優生学と知能	51
(1)	ゴルトンと遺伝的能力	51
(2)	スピアマン	52
(3)	バート	53
3	イギリスにおける優生運動の対象	54
(1)	優生協会の目標	54
(2)	下層階級と人種	54
4	イギリスにおける優生政策	55
5	優生学に対する批判	55
(1)	ホグベン	55

(2) ペンローズ	57
II アメリカ	59
1 アメリカ優生学の発端	59
(1) 退化家系の研究	59
(2) 精神薄弱（精神欠陥）の社会的負荷・脅威	60
(3) 遺伝学と優生学、メンデルイズム	61
(4) 精管切除術（断種）の登場	62
2 アメリカ優生学の組織化	63
(1) アメリカ育種家協会	63
(2) 優生学記録局とダヴェンポート	64
(3) 人種改良財団	66
(4) ゴルトン協会	66
(5) アメリカ優生学協会	67
(6) 人間改良財団	67
3 アメリカ優生学と知能測定	67
(1) ゴダード	68
(2) ターマン	68
(3) ブリガム	69
4 アメリカ優生学の実践	69
(1) 婚姻制限	69
(2) 断種	70
(3) 移民の除外（選別）・制限	70
(i) 移民の除外（選別）	70
(ii) 1924年ジョンソン・リード法と優生学	72
(4) 人種混交の禁止	74
5 優生学に対する批判	75
(1) 表現型の定義	76
(2) 遺伝モデルの単純化	76
(i) 当時の議論	76
(ii) 現代的観点からの優生学批判（遺伝モデル）	77
(3) 隔離・断種政策の実効性（ハーディー・ワインベルクの法則）	78
(4) 【参考】現代の遺伝モデル・原因論	79
(i) 知的障害・発達障害	80
(ii) 精神疾患	82
6 優生学・優生運動の変化	83
III ドイツ	84
1 ドイツ優生学（人種衛生学）の発端	84
(1) 背景	84

(2) シャルマイヤー	85
(3) プレッツ	85
(4) 人種に対する考え方	86
(5) メンデリズム	87
2 ヴィルヘルム時代（ヴァイマル以前）の人種衛生運動	88
3 ヴァイマル共和政時代の人種衛生運動	89
4 ナチ政権下の人種衛生運動	90
(1) 人種衛生の位置付け	90
(2) 人種衛生に関連した立法	90
(i) 遺伝病子孫予防法	91
(ii) 常習犯罪者法	91
(iii) 公衆衛生サービス統一法	91
(iv) ニュルンベルク法	92
(v) 婚姻健康法	93
(3) アメリカの影響	93
(4) 「安楽死」(T4 作戦等)・ホロコーストと人種衛生・優生学	94
IV 北欧	95
1 デンマーク	95
(1) 1929 年断種に関する法律	97
(2) 1934 年精神欠陥者の措置に関する法律	97
(3) 1935 年断種及び去勢に関する法律	98
(4) 1937 年妊娠等についての措置に関する法律（中絶法）	98
2 ノルウェー	100
(1) 断種法への志向と刑法委員会	102
(i) シャルフェンベルグとミョーンの提起	102
(ii) 刑法委員会	102
(2) 1934 年断種法	103
(i) 本人が申請する場合（第3条前段）	103
(ii) 後見人等の同意を得て本人が申請する場合（第3条後段）	105
(iii) 本人が申請能力を欠くことから、権限を有する者が申請する場合（第4条）	105
(3) ナチ占領下（クヴィスリング政権）の人種保護法	106
(4) 1977 年断種法	108
3 スウェーデン	108
(1) 1915 年婚姻法	110
(2) 1934 年及び 1941 年断種法	110
(3) 1938 年中絶法	112
4 フィンランド	112
(1) 1929 年婚姻法	114

(2) 1935 年断種法	114
(i) ボンスドルフの計画と政府断種委員会報告	114
(ii) 1935 年断種法の内容と実施状況	116
(3) 1950 年断種法・去勢法・中絶法	116
(4) 1970 年断種法・去勢法・中絶法	117
5 アイスランド	119
V スイス	120
1 連邦政府による施策	121
2 ヴォー州による断種法	121
3 チューリッヒ州における断種	122
VI カナダ	122
1 優生学と移民政策	123
2 断種政策の展開	124
(1) アルバータ州	124
(2) ブリティッシュ・コロンビア州	126
VII フランス	127
1 19 世紀における優生学的言説とピュエリキュルテュール	127
2 退化の懸念	128
3 フランス優生学協会の結成	129
4 1930 年代までのフランス優生学・優生運動	130
(1) 婚前検査	130
(2) 移民	130
(3) 断種	131
5 ヴィシー政権下における優生学・優生運動	131
(1) 1942 年婚前検査法	131
(2) 人間問題研究財団	132
VIII ラテンアメリカ (中南米)	133
1 ブラジル	135
(1) 背景	135
(2) 優生学と衛生学	135
(3) メンデルリズム・消極的優生学をめぐって	136
(4) ヴァルガス政権下での優生運動	136
2 アルゼンチン	137
3 メキシコ	138
(1) メキシコ革命後の状況	138
(2) メキシコ優生学協会	138
(3) ベラクルス州断種法	139

第3章 アメリカにおける断種政策とその補償.....141

第3-1章 アメリカ総論.....141

I	断種法の制定及び廃止の経緯と概要.....	142
1	各州における断種法の制定.....	142
2	「バック対ベル」訴訟と断種の隆盛.....	145
	(1) 背景.....	145
	(2) 裁判の概要.....	146
	(3) 連邦最高裁判所の判決.....	147
	(4) 判決の影響.....	148
3	断種の衰退と廃止.....	149
	(1) 強制断種への批判.....	149
	(2) 「スキナー対オクラホマ (Skinner v. Oklahoma)」訴訟.....	149
	(3) 優生学的断種の規定の廃止.....	150
4	家族計画プログラムの下での非自発的断種.....	151
	(1) 経緯.....	151
	(2) 「レルフ対ワインバーガー (Relf v. Weinberger)」訴訟.....	152
	(3) 連邦政府による規則の改正.....	153
II	断種手術の対象範囲.....	154
III	断種手術の実施状況.....	155
1	全米における推移.....	155
2	各州の断種者数.....	156
3	被害者の実態.....	157
	(1) 精神疾患の患者及び精神薄弱者に対する断種.....	157
	(2) 女性に対する断種.....	158
	(3) 民族／人種に対する差別を背景とする断種.....	160
IV	被害者に対する補償.....	160
V	社会の反応.....	161
1	強制断種の推進者.....	161
2	1930年代の世論.....	162
3	ローマ・カトリック教会による反対運動.....	163
VI	教育.....	163
1	高校における優生学の教育.....	164
2	大学における優生学の教育.....	165

第3-2章 カリフォルニア州.....167

I	断種法の制定及び廃止の経緯と概要.....	168
---	-----------------------	-----

1	優生学的断種法の制定及び改正の経過	170
(1)	1909年における立法	170
(2)	1913年における立法	171
(3)	1917年における法改正	172
(4)	1950年代における法改正	173
(i)	1951年における法改正	175
(ii)	1953年における法改正	176
(5)	1967年における法改正	176
(6)	1971年における法改正	176
2	優生学的断種法の廃止に至る経緯	176
3	家族計画プログラムの展開と同意なき断種の問題 (1960～1970年代)	177
4	「マドリガル対キリガン (Madrigal v. Quilligan)」訴訟とその影響 (1976～1978年)	178
5	断種のインフォームド・コンセントに関する規則の制定 (1977～1981年)	180
6	「ヴァレリー・Nの成年後見 (Conservatorship of Valerie N.)」訴訟 (1985年)	181
(1)	訴訟の経緯	182
(2)	州最高裁判所の判決と反対意見	182
(3)	カリフォルニア州検認法典の改正	183
II	断種手術の対象範囲	184
III	断種手術の実施状況	184
1	全体的な状況	184
2	被害者の実態	187
(1)	実際に断種の対象とされた人々	187
(i)	女性に対する断種	188
(ii)	ラテン系の人々に対する断種	188
(2)	病院・施設における断種の実態	189
IV	被害者に対する補償	192
1	断種に対する州知事の謝罪	192
2	これまでの法案の審議経過	192
3	補償プログラム予算の成立	194
4	補償プログラムの概要	195
(1)	補償プログラムの周知	195
(2)	補償申請書の確認及び検証	196
(3)	州立刑務所における断種の被害者の特定と通知	196
(4)	州議会への報告	196
V	社会の反応	197
1	人間改良財団の活動 (1929～1943年)	197
2	アン・ヒューイトの事件 (1936年)	199
3	州立刑務所における非自発的断種の発覚 (2013年)	200

VI 教育	201
1 教科書における優生学	201
2 人間改良財団の活動	202
3 知能検査による教育施設の分離	202
4 カリフォルニア工科大学における施設などの名称変更	204
<b>第3-3章 ノースカロライナ州</b>	<b>207</b>
I 断種法の制定及び廃止の経緯と概要	208
1 最初の断種法の制定	208
(1) 州内における優生学の広まりと社会改革者	208
(i) 優生学導入の先駆者	208
(ii) 精神薄弱者のための学校の創設	210
(iii) ノースカロライナ州社会事業会議	210
(2) 断種法の制定に向けた動き	211
(3) 最初の断種法とその概要	212
(i) 手術の対象者及び実施者	212
(ii) 手術に関する審議機関	213
2 1929年法の制定	213
(1) 1919年法の改正を求める動き	213
(2) 1929年法の概要	214
(i) 手術の対象者	214
(ii) 手術の実施者	214
(iii) 免責規定	215
3 1933年法の成立	215
(1) 1929年法の合憲性をめぐる訴訟	215
(2) 1929年法改正法案の作成	215
(3) 改正断種法—1933年法の概要	215
(i) 手術の対象者	216
(ii) 手術の実施者	217
(iii) 手術の申立人	217
(iv) 手術に関する審議機関	217
(v) 優生学委員会に対する手術の申立て	218
(vi) 通知と聴聞	218
(vii) 上訴の権利	218
(viii) 免責規定	219
4 1974年法の制定	219
(1) 優生学的断種に対する批判の高まり	219

(2) 優生学委員会の方針変更	220
(3) 1974年法の成立とその概要	221
5 強制断種に関する法律の廃止	221
II 断種手術の対象範囲	222
1 法律で定められた範囲	222
2 断種の判断の実態	222
(1) 遺伝による識別	222
(2) 経済状況による識別	223
(3) 性的非行による識別	224
III 断種手術の実施状況	224
1 1929年から1974年の間に行われた断種	224
(1) 実施された断種数	224
(2) 断種の実施期間の特徴	225
(i) 断種が低調だった期間とその理由	225
(ii) 断種が増加した期間とその理由	226
(3) 被断種者の属性の特徴	226
(i) 性別	226
(ii) 年齢	226
(iii) 人種	227
(iv) 施設入所の有無	227
(4) 同意の有無	228
2 1975年以降に行われた断種	229
3 優生学的断種法の範囲外で行われた断種	229
IV 被害者に対する補償	229
1 補償の検討	229
(1) 優生学研究委員会による検討	229
(2) 特別委員会による検討	230
(3) 優生学研究委員会及び特別委員会による勧告後の動き	230
(4) 知事タスクフォースによる検討	231
2 補償の実施とその問題点	232
(1) 補償に関する法律の成立とその内容	232
(i) 補償の対象者	232
(ii) 補償資格の判断	233
(iii) 産業委員会の決定に対する不服申立て	233
(iv) 補償金額	233
(2) 補償プログラムの問題点	233
(i) 補償金額	233
(ii) 補償対象	234

(3) 補償の実施状況.....	234
V 社会の反応.....	235
1 断種を推進する動き.....	235
(1) 福祉関係者.....	235
(2) 人間改良同盟.....	236
2 断種に反対する動き.....	238
(1) 宗教界からの反対.....	238
(2) 学者からの反対.....	238
(3) 断種対象者・その家族からの抵抗.....	238
3 自らの断種を求めた者の動き—避妊と断種—.....	239
(1) 避妊方法としての断種を求める動き.....	239
(2) 治療的断種.....	240
(3) 任意断種法の制定.....	240
(4) 経済的格差による断種手段の相違.....	242
VI 教育.....	243
1 ウィリアム・ルイス・ポティートの活動.....	243
2 ウィリアム・アラン及びC・ナッシュ・ハーンドンの活動.....	243
<b>第3-4章 ヴァージニア州.....</b>	<b>247</b>
I 断種法の制定及び廃止の経緯と概要.....	248
1 断種法の制定及び改正の経過.....	248
(1) 断種法の制定をめぐる動き.....	248
(i) 断種法制定の背景.....	248
(ii) 断種法制定の過程.....	251
(2) 1924年の断種法制定.....	255
(3) バック対ベル判決.....	258
(4) 1936年の法改正（特別委員会の制度の改正）.....	259
(5) 1950年の1924年法改正.....	260
(6) 1950～60年代の動きと1962年の任意断種法制定.....	261
(7) 1968年の法改正.....	265
2 強制断種法の廃止及び任意断種法の改正.....	266
(1) 1924年法をめぐる動き.....	266
(i) 1970年代前半までの動き.....	266
(ii) 1974年の法改正（1924年法の規定の削除）.....	266
(iii) 1979年の制度廃止（1962年法改正に伴うもの）.....	267
(iv) 1981年の強制断種規定削除.....	268
(2) 1962年法をめぐる動き.....	268

(i) 1972年の法改正	268
(ii) 1979年の法改正	269
(iii) 1981年の法改正	270
II 断種手術の対象範囲	273
1 法律で定められた範囲	273
2 被害者の実態	274
(1) 実際に断種の対象とされた人々の概要	274
(2) リンチバーグ州立コロニーにおける断種手術の実態	276
(i) リンチバーグ州立コロニーにおける初期の断種手術	276
(ii) リンチバーグ州立コロニーにおける最初の1,000件の断種手術	276
(iii) リンチバーグ州立コロニー退所者の分析に見る断種対象者の実態	278
III 断種の実施状況	279
1 ヴァージニア州における断種手術実施件数及びその推移	279
2 病院・施設における断種の実態	281
IV 被害者に対する補償	284
1 強制断種に対する謝罪	284
2 補償	287
(1) 補償法案の審議	287
(2) 補償プログラム	289
(i) 2015年予算法	289
(ii) 規則	289
(3) 補償プログラムの実施状況	292
V 社会の反応	292
1 バック対ベル判決に対するカトリック系団体による反発	292
2 自発的断種をめぐる論争(1962年)	293
3 キャリー・バックの「再発見」	295
(1) レイ・ネルソンによる断種記録の調査と報道	295
(2) 学術研究の進展	296
4 ポー対リンチバーグ訓練学校・病院訴訟(1980~1985年)	296
(1) 裁判の概要	297
(2) 判決と和解	297
VI 教育	298
1 ヴァージニア大学における優生学教育	298
(1) 教育学部における優生学の講義	298
(2) 医学部等における優生学の講義	299
(i) ポール・バリンジャー	299
(ii) エドウィン・アルダーマン	300
(iii) ハーヴェイ・アーネスト・ジョーダン	300

(iv) アイヴィー・フォアマン・ルイス	300
2 州内の他の大学における優生学教育	301
3 ヴァージニア大学の施設の名称変更	302
<b>第4章 ドイツにおける断種政策とその補償</b>	<b>303</b>
I 断種法の制定及び失効／廃止の経緯と概要	304
1 制定前史	304
(1) 社会ダーウィニズムと優生学	304
(2) 世界恐慌後の優生学	305
(3) 優生学的断種の立法化の試み	306
2 遺伝病子孫予防法の制定及び改正並びに他の法令	307
(1) 遺伝病子孫予防法の制定経緯等	307
(2) 法律の概要	310
(i) 対象	310
(ii) 申請 (Antrag) 及び届出 (Anzeige)	311
(iii) 決定	311
(iv) 断種の術法	312
(v) 費用	312
(3) 第一次改正	312
(4) 第二次改正	313
(5) 「遺伝病子孫予防法及び婚姻健康法の実施に関する命令」	314
3 断種法の失効／廃止とその後	314
(1) 占領期の動向	314
(i) 連合国管理理事会	314
(ii) ソ連占領地区	315
(iii) 西側占領地区	316
(2) ドイツ連邦共和国 (西ドイツ) 成立後の遺伝病子孫予防法	317
(3) 刑法典との関連及び「任意去勢及びその他の治療方法に関する法律」の制定	319
(4) 第5次刑法改革法による遺伝病子孫予防法の失効／廃止	319
(5) 知的障害児への不妊手術と「世話法」	321
(6) ドイツ民主共和国 (東ドイツ) における状況	322
II 断種手術の対象範囲	323
III 断種手術の実施状況	325
IV 被害者に対する補償 (ドイツ連邦共和国)	327
1 1970年代までの動向	328
(1) 人体実験の被害者に対する補償	328
(2) 連邦補償法	328

(3) 一般戦争帰結法	329
(4) 例外的に強制断種被害者が補償対象となったケース	329
(5) 連邦補償法終結法と補償の欠如	330
2 1980年以降の補償の実現	331
(1) 1980年連邦財務省通達	331
(2) 補償を求める機運の高まりと被害者の会の設立	332
(3) 1988年一般戦争帰結法苛酷緩和指針	332
(4) 給付内容の改善	334
(i) 一般戦争帰結法苛酷緩和指針の改正(1990年)	334
(ii) 一般戦争帰結法苛酷緩和指針第7条第3項の新法文(1998年)	334
(iii) 一般戦争帰結法苛酷緩和指針の改正(2002年)	335
(iv) 一般戦争帰結法苛酷緩和指針の改正・新法文(2004年)	335
(v) その後の改正	336
(5) 被害者が死亡した場合の配偶者に対する経過給付	337
3 補償件数	339
4 連邦議会の動向	340
5 残された課題	341
6 ドイツ民主共和国(東ドイツ)における補償	342
V 社会の反応	342
1 宗教界(キリスト教会)	342
(1) プロテスタント教会	342
(2) カトリック教会	343
2 医学界	344
(1) 開業医	344
(2) 精神科医	345
3 一般市民	346
VI 教育	347

## 第5章 スウェーデンの断種法と断種補償 351

I 断種法の制定及び改正(廃止)の経緯と概要	352
1 1934年法制定前	352
(1) スウェーデンにおける人種生物学の展開	352
(2) 国立人種生物学研究所の設立(1922年)	353
(3) アルフレッド・ペトレンの動議(1922年)	354
(4) 1929年断種法案調査委員会報告書(SOU1929:14)(1929年4月)	355
(5) 1933年断種法案調査委員会報告書(SOU1933:22)(1933年7月)	357
2 1934年法	358

(1) 1934年法制定に至る経緯	358
(2) 1934年法の概要	358
3 1941年法	361
(1) 1941年法制定に至る経緯	361
(2) 1941年法の概要	364
4 現行断種法(1975年法)	370
5 性別変更の要件としての断種	373
II 優生手術の対象範囲	374
III 優生手術の実施状況	374
IV 社会の反応	376
V 被害者に対する補償	376
1 1999年補償法に至る経緯	376
(1) 調査委員会の設置	376
(2) 調査報告書	378
(3) 政府提出議案と国会審議	378
2 1999年補償法の概要	379
(1) 補償対象となる者	379
(2) 補償要件	379
(3) 補償額	382
(4) 一身専属権	385
(5) 資力調査(ミーンズテスト)に際しての補償額の不算入	385
3 1999年補償法に基づく断種補償委員会	385
(1) 断種補償委員会の構成	386
(2) 断種補償委員会による補償申請の審査	386
4 1999年補償法による補償の実績	386
5 2018年性別決定関連断種補償法に至る経緯	387
(1) 1972年性別決定法の断種要件	388
(2) 断種要件の廃止	388
(3) 2018年性別決定関連断種補償法の制定	390
6 2018年性別決定関連断種補償法の概要	391
(1) 補償対象となる者及び補償要件	391
(2) 補償額	392
(3) 一身専属権	393
(4) 補償の申請及び審査機関	393
(5) 異議申立て	394
(6) 資力調査(ミーンズテスト)に際しての補償額の不算入	394
7 2018年性別決定関連断種補償法による補償の実績	394
VI 教育	395

1	1934年法及び1941年法施行時の断種等に関する教育	395
2	強制断種等に関する現在の教育	396
<b>第6章 イギリスにおける優生政策の動向と断種政策の挫折</b>		<b>399</b>
I	イギリス優生運動の背景	400
1	イギリスにおける国家・民族退化への懸念	400
2	人口問題（出生率の減少と階級差）	401
3	下層階級問題	402
4	精神薄弱	403
	(1) 精神薄弱への注視	403
	(2) 精神薄弱者のケアと管理に関する王立委員会	404
II	優生学教育協会の設立と展開	405
1	目的と起源	405
2	優生運動の担い手としてのメンバーとその構成	406
3	活動	407
III	精神薄弱者の隔離政策（1913年精神欠陥法）	408
1	政策の選択肢	408
2	法制定に向けたキャンペーン・ロビー活動	409
3	議会における審議の経緯・論点	409
	(1) 審議の経緯	409
	(2) 主たる論点	410
4	1913年精神欠陥法	411
	(1) 精神保健法制における位置付け	411
	(2) 法の内容	413
	(i) 精神欠陥の定義と措置の対象	413
	(ii) 中央当局	414
	(iii) 地方当局	415
5	精神欠陥法制定以降の状況	415
	(1) 精神欠陥者数の推移	415
	(2) 精神欠陥者の認定・収容施設等の状況	415
	(3) 1927年精神欠陥法	417
IV	断種法制定に向けた動き	417
1	断種をめぐる状況	418
	(1) 断種の状況と適法性	418
	(2) 断種を求める動き	418
2	ウッド報告	419
3	1931年断種法案	420

4	ブロック報告とその後の状況	421
(1)	ブロック報告	421
(i)	優生学的断種の適法性	421
(ii)	精神欠陥・精神疾患の遺伝	422
(iii)	断種の効果	422
(iv)	強制断種と任意断種	423
(v)	同意の有効性	423
(2)	ブロック報告後の状況	424
(i)	遺伝に係る科学的議論の不確実性	426
(ii)	カトリックの反対	426
(iii)	労働党の反対	426
(iv)	ナチによる政策の影響	427
V	優生運動と教育・知能検査	427
1	優生学と知能テスト	427
(1)	精神欠陥児童の識別	427
(2)	知能検査の開発	428
2	教育行政への優生学者の影響	429
(1)	1924年ハドゥ報告	429
(2)	1931年ハドゥ報告	430
(3)	1938年スペンズ報告	430
VI	第二次世界大戦後の動向	431
1	パーシー報告(1959年精神保健法)と精神欠陥法の廃止	431
(1)	精神欠陥者の処遇への批判	431
(2)	パーシー報告・1959年精神保健法	432
(i)	新しい分類	432
(ii)	管理庁の廃止	433
(iii)	入退院	434
(3)	1959年精神保健法制定後の精神欠陥(遅滞)者施設の状況	434
2	断種をめぐる動向	434
(1)	任意断種の普及	434
(2)	知的障害者の断種	435
(i)	歴史的経緯	435
(ii)	断種に係る裁判所の役割	435
(iii)	断種の実態	436
(iv)	意思能力法の下での断種手続	437
3	優生協会の動向	438
(1)	問題家族	438
(2)	第二次世界大戦後の諸活動と名称変更	439